

令和2年9月28日

保護者の皆さまへ

(土砂災害警戒区域や洪水等による
浸水想定区域に所在しないキッズクラブをご利用の方)

こども青少年局放課後児
童育成課

非常災害時（風水害等）における放課後キッズクラブでの対応について（通知）

日ごろから、本市の放課後児童健全育成事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害状況などにより、安全に児童を活動できない場合を想定し、今後の対応について下記1～3のとおり考え方を整理し、放課後キッズクラブの事業者へ通知しました。当該方針を踏まえ、各放課後キッズクラブの運営法人が安全行動とりますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

1 気象警報が発令された場合について

特別警報	暴風・大雪・暴風雪警報・ 及び降灰予報	その他警報・注意報以下
閉所 ただし、既に来所児童がいる場合 は避難行動をとります。	原則、利用区分2のみ受入れ	原則、開所

2 公共交通機関の計画運休について

(1) 公共交通機関の計画運休が発表された場合※

原則として、利用区分2のみの受入れとします。ただし、児童の安全を考慮し、法人の判断で、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

なお、上記と同様避難情報が出た場合には、児童受入れ前においては閉所とし、既に児童が来所している場合には、避難行動をとります。

(2) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報が発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

裏面あり

ます。 ※ 「公共交通機関の計画運休の予定が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなどみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

3 放課後キッズクラブ内において停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の運営の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育できる環境を確認します。ただし、停電による断水や床上浸水、施設の破損等により、児童の安全を確保することが困難な場合は、閉所することとします。

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課
TEL：045-671-4068 FAX：045-663-1926